



SONDERHOFF
EINSEL

人工知能 (AI) と 日本における著作権法上の留意点

弁護士 根本鮎子
米国法弁護士 グラント田辺

2017年9月28日

www.se1910.com



WHAT IS A.I.?

Coldfusion TV; <https://www.youtube.com/watch?v=kWmX3pd1f10>

- 人工知能（AI）の定義として最初に有名になったのは、1955年に米国ダートマス大学のジョン・マッカーシー教授が提唱した「知能のうちの学習という特性やその他の特性のそれぞれの側面は、原則としてこれを非常に正確に表現することができるため、知能をシミュレーションするために機械を作ることができる。」というものである。



<http://www.ntticc.or.jp>

- 早稲田大学は、1972年に、世界初の本格的な人間形知能ロボット WABOT-1を完成させた。
- このロボットは、触覚センサーを使ってロボットの手で物体をつかみ、動かし、外部のレセプターや人工眼・人工耳を使って物体までの距離や道順を測り、日本語を話す人間と会話をすることができる。



<http://www.robotictrends.com>

- インターネットのユーザーが投稿したコメントからデータを蓄積することにより一人で会話をすることを学んだアンドロイドルゥ。



<http://www.nbcnews.com>

- 1997年には、IBMのコンピュータであるディープ・ブルーが、チェスの世界チャンピオンだったガリー・カスパロフ氏に勝利した。



<http://www.newscientist.com>

- 2016年には、グーグルのディープマインドによって開発された人工知能コンピュータプログラムであるアルファ碁が、人間のプロ囲碁棋士を破った。

AIによる創作物

“The Day A Computer Writes a Novel” or
「コンピューターが小説を書く日」



出典:

<https://www.nextrembrandt.com>

人工知能の進化



<http://www.businessinsider.com>

- 人工知能の進化は急激に進んでいる—法制度は追いつくことができるのか？
- AIに著作権が付与されるべきか？
- AIが道具としてのみ使用された場合、著作権はAIの所有者に付与されるべきか？
- 所有者がパラメーターを設定するが、AIのアウトプットが予測不能または自律的である場合、著作権はAIの保有者に付与されるべきか、AIに付与されるべきか？

日本における最近の議論

- 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2017」（2017年5月17日）
- 内閣府知的財産戦略推進事務局「新たな情報財検討委員会報告書の概要」（「2017年報告書」）（2017年3月）
- 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2016」（2016年5月9日）
- 内閣府知的財産戦略推進事務局「次世代知財システム検討委員会報告書」（「2016年報告書」）（2016年4月）

AI創作物は 著作権法上保護されるか？

著作権法の概要



創作

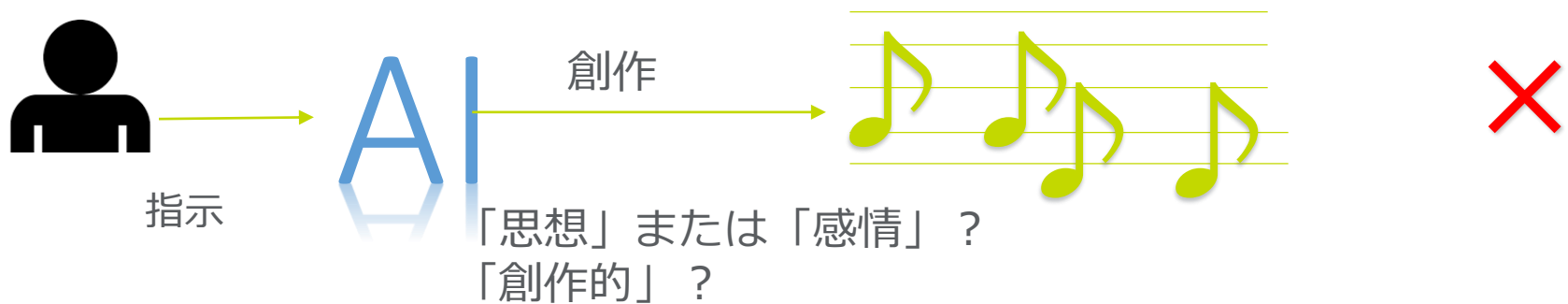


© copyright XXX 2017

日本の現行の著作権法

1. 無方式主義 – 著作権は、著作物の創作時点で自動的に発生し、保護される。
2. 著作権者（「著作者」） – 「著作物」を「創作する者」に権利が発生。
3. 「著作物」 – 「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範ちゅうに属するもの」
4. 保護期間 – 創作時から著作者の死後50年間

AI創作物は著作権法上保護されない



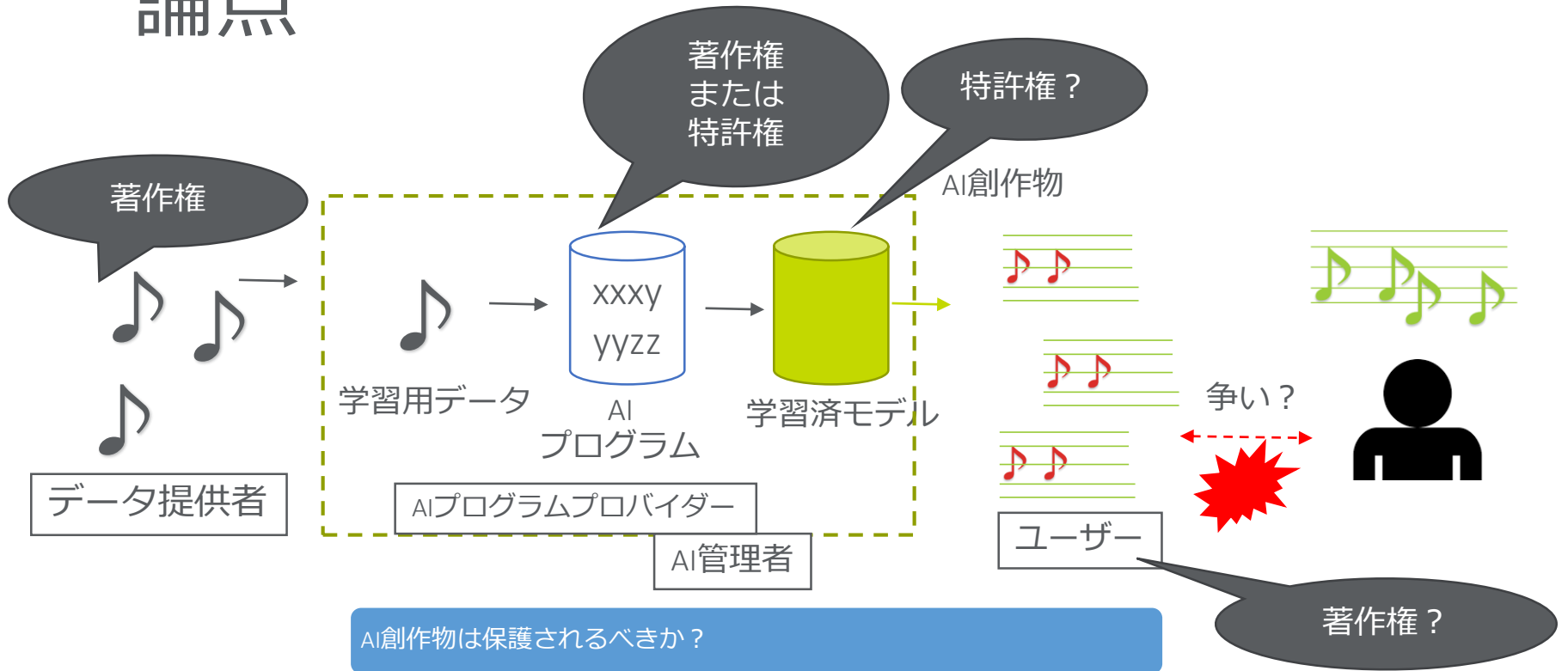
(参考)



参考資料:
2016 報告書

論点および対応策

論点



AI創作物は保護されるべきか?

AI創作物の権利は誰が取得すべきか?

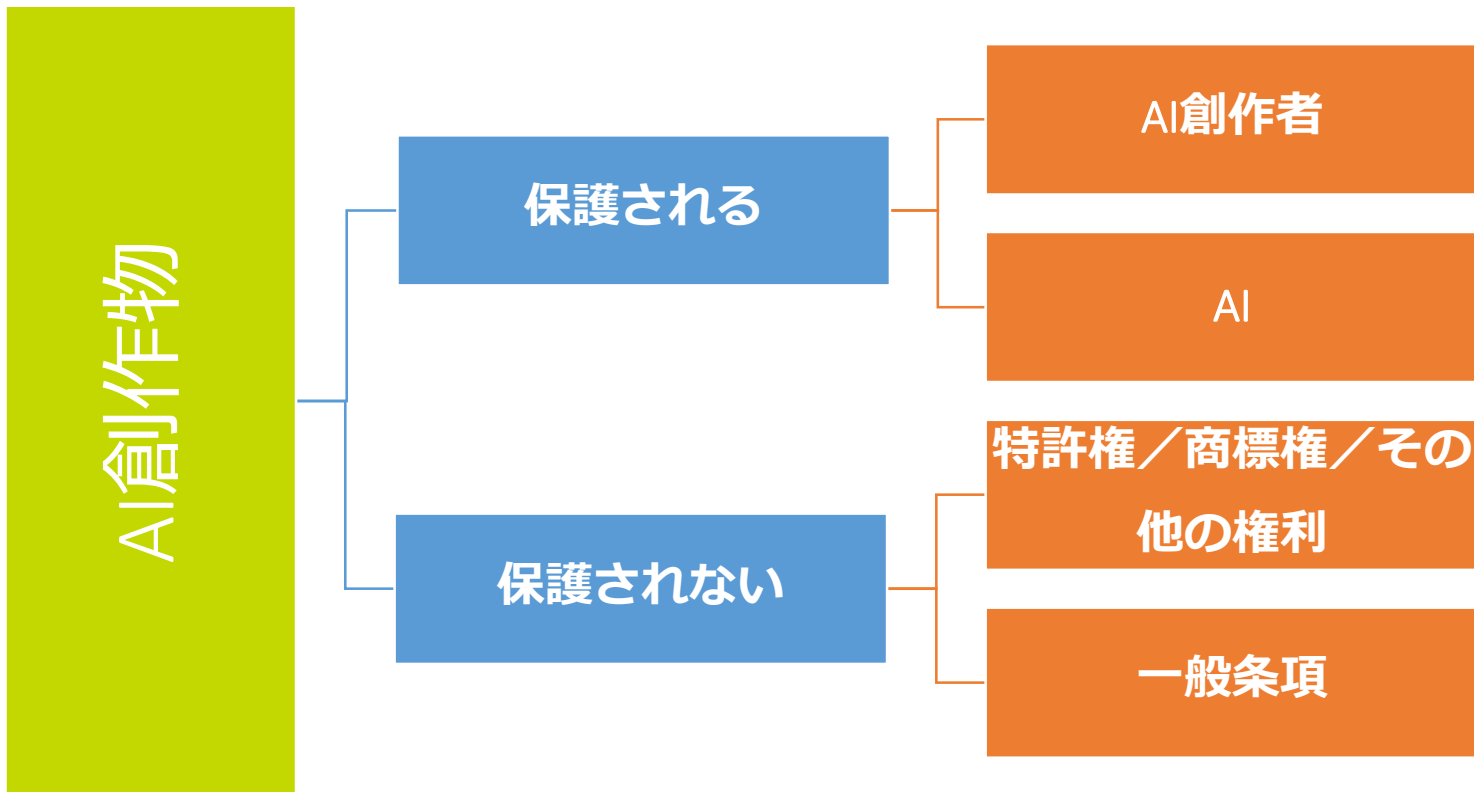
どのような種類の保護が与えられるべきか?

誰がAI創作物について責任を負うべきか?

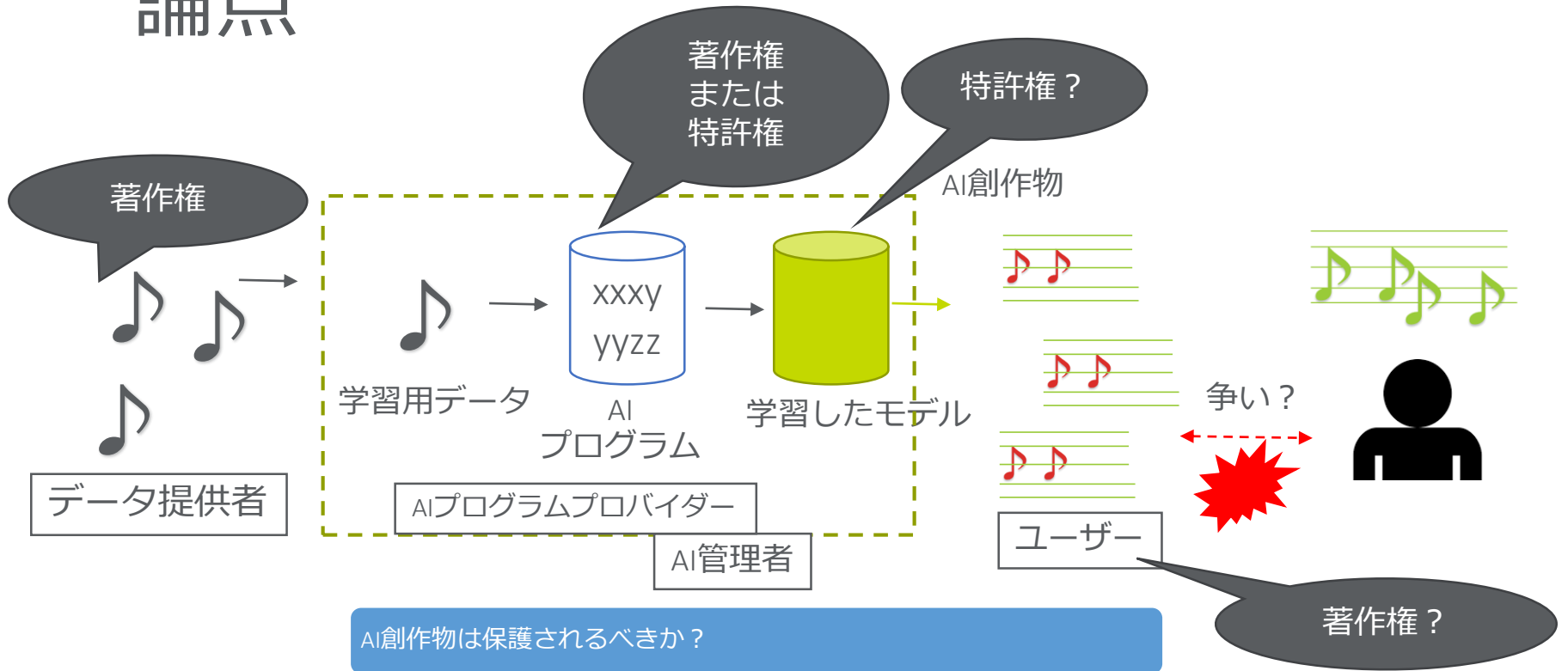
学習用データはAIの学習に使用できるか?

参考:
2017 報告書

AI創作物は著作権法上保護されるべきか？



論点



AI創作物は保護されるべきか?

AI創作物の権利は誰が取得すべきか?

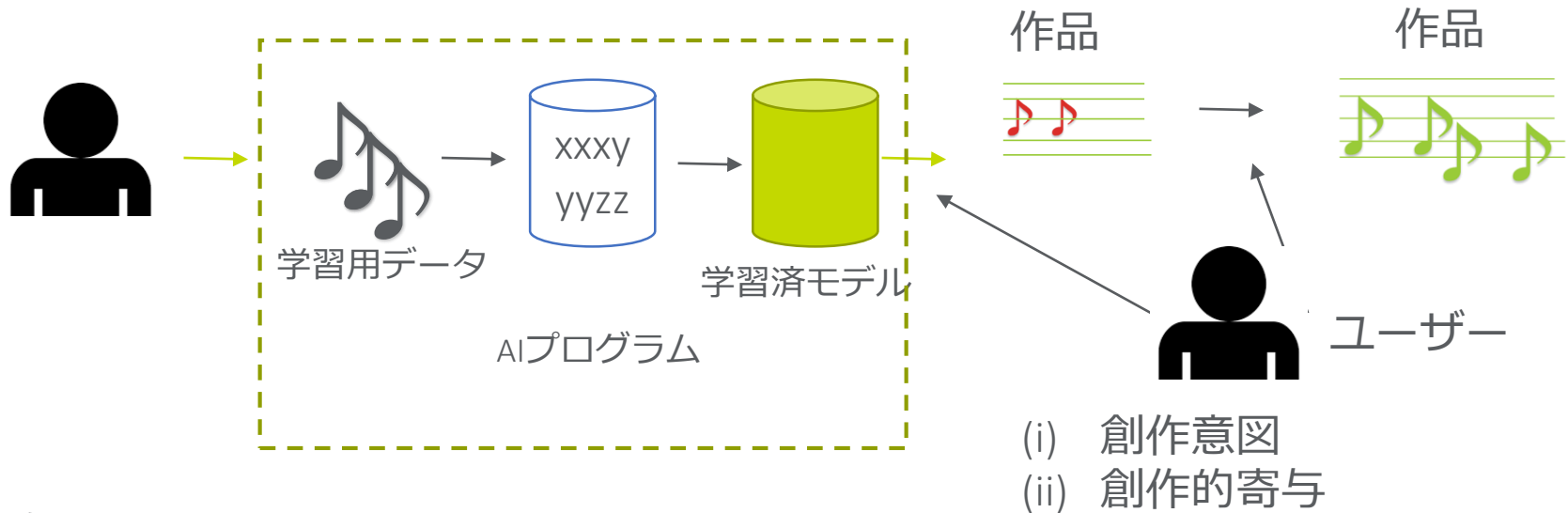
どのような種類の保護が与えられるべきか?

誰がAI創作物について責任を負うべきか?

学習用データはAIの学習に使用できるか?

参考:
2016 報告書

「道具として使用」する例



例

1. ユーザーの指示
2. ユーザーによるAI創作物の選択
3. ユーザーによる画像の入力

参考:2017報告書36ページ

まとめ

1. AI創作物については、現状法的位置づけが未整理であり、今後の議論を注視する必要がある
2. AI創作物をめぐる権利と責任 – 合意による当事者の意図の明確化

ご清聴ありがとうございました。

www.se1910.com

Ayuko Nemoto: a-nemoto@se1910.com

Grant Tanabe: tanabe@se1910.com

TOKYO

SONDERHOFF & EINSEL
LAW AND PATENT OFFICE

Shin-Marunouchi Center Bldg. 18th/19th Floor
1-6-2 Marunouchi, Chiyoda-ku Tokyo 100-0005,
Japan

Tel +81-3-5220-6500

Fax +81-3-5220-6556

Email info@se1910.com